

(様式3)

措 置 報 告 書

農林水第13-74号の3
平成25年2月20日

三重県環境調整システム推進会議 部会長 様

農林水産部農業基盤整備課長

平成24年12月13日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	高度水利機能確保基盤整備事業 出江地区
通知事項	措置内容
<p>・廃棄物処理について 旧構造物については、撤去等の適正な処理を行うこと。</p> <p>・文化財について 埋蔵文化財包蔵地が複数ある地区であるため、多気町教育委員会にも協議すること。</p> <p>・動植物について 動植物について、メダカが確認されていることから、多自然型水路の設置や、工事前後のメダカの移動については、有識者や地元関係者と協議し意見を反映させること。また、水路に冬期・農閑期も水を残すなど、生物相の回復に配慮すること。</p> <p>動植物について環境への配慮を行った事項については、事業後もモニタリング調査を行って評価することを検討されたい。</p> <p>事業区域周辺において稀少植物であるスズサイコ等が確認されていることから、直接的な変化がないとしても、事業の実施に伴う影響について十分に配慮すること。</p> <p>・景観について 調整池等に転落防止柵等を設ける場合は、景観に調和した色彩を検討すること。現地の状況で、ブレハブ水路に転落防止柵を設置する場合には周辺景観に調和する色で設置されたい。</p>	<p>廃棄物処理法及び建設リサイクル法に基づいて適正に処理を行います。</p> <p>既知の埋蔵文化財包蔵地について、地区内に複数存在するので、県埋蔵文化財センターとの協議かつ多気町教育委員会とも協議を行いながら、事業を実施します。</p> <p>ほ場整備により、現況の土水路、小規模のため池等を整備することにより、縮小する生物の生息・生育空間について、地区界と排水路の余剰地を利用し排水路に深み・よどみやスロープ設置等による環境配慮施設の施工により農村環境における生物多様性の保全を図ることに配慮し計画していますが、それらの実施にあたっては、有識者や地元関係者と緊密に協議し進めます。また、冬期・農閑期の水路への水を残す配慮についても、有識者や地元関係者と協議しながら進めます。</p> <p>事業の性質上、事業完了後は地元へ財産譲渡が原則となるため、事業継続中の段階から、動植物の移動等に地元関係者との共同参画を働きかけるなど、地域が一体となったモニタリングや地域保全活動等地域主体による取組が定着するよう地元関係者と検討します。</p> <p>スズサイコが確認されたのは、事業実施区域内ではありませんが、事業実施にあたっては地区に隣接する周辺への影響についても十分に配慮します。</p> <p>景観法に基づく三重県景観づくり条例に該当しないものの、現地状況によりブレハブ水路へ転落防止柵を設置する場合は、安全確保を基本に地域の合意形成を図り、景観形成ガイドライン等を活用のうえ周辺自然素材の色彩と調和に配慮し農村景観の保全を図ります。</p>

事務担当 農業基盤整備課農業基盤整備グループ 三浪正人
059-224-2556